

川崎市顧問弁護士に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行政執行に係る法的な問題の円滑な処理を図るため設置する顧問弁護士に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 顧問弁護士の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

(資格要件)

第3条 顧問弁護士は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士名簿に登録されていること。
- (2) 市政に対する理解と識見を有すること。

(職務)

第4条 顧問弁護士は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本市の行政執行に係る法的な問題について助言を行うこと。
- (2) 本市及び本市の行政庁を当事者とする訴訟事件について、原則として、その訴訟代理人となること。

(退職)

第5条 顧問弁護士は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 退職を願い出て承認があったとき。
- (2) 年齢が70歳に達した日の属する年度の末日
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 死亡したとき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、顧問弁護士は、年齢が70歳に達した日の属する年度の末日後の日で市長が定める日をもって退職する。

(解職)

第6条 市長は、顧問弁護士が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(報酬)

第7条 市長は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の規定に基づき、顧問弁護士に報酬を支給する。

2 前項の報酬は月額とし、その額は別に定める。

(連絡窓口)

第8条 顧問弁護士との連絡窓口は、総務企画局総務部法制課訟務担当課長（以下「担当課長」という。）とする。

(相談の手続)

第9条 顧問弁護士による法的な問題についての相談を行おうとする所管課長は、顧問弁護士による相談申込票（第1号様式）により、担当課長に依頼しなければならない。

2 担当課長は、前項の依頼を受けたときは、直ちに顧問弁護士と調整の上、相談の日時及び場所を決定し、当該依頼をした所管課長宛に連絡しなければならない。

3 顧問弁護士による相談を行った所管課長は、顧問弁護士による相談の回答の概要（第2号様式）により、相談した内容を担当課長に報告しなければならない。

らない。

(庶務)

第10条 顧問弁護士に関する事務は、総務企画局総務部法制課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、顧問弁護士に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。